

平成 23 事業年度

事業報告書

日本司法支援センター

【目次】

1	国民の皆様へ	1
2	基本情報	2
(1)	法人の概要	2
①	法人の目的	2
②	業務内容	2
③	沿革	3
④	設立根拠法	3
⑤	主務大臣	3
⑥	組織図	3
(2)	本部・地方事務所等の住所	3
(3)	資本金の状況	3
(4)	役員の状況	3
①	定数	3
②	役員一覧	4
③	理事の業務分担	5
(5)	常勤職員の状況	5
3	簡潔に要約された財務諸表	6
(1)	貸借対照表	6
(2)	損益計算書	6
(3)	キャッシュ・フロー計算書	7
(4)	行政サービス実施コスト計算書	7
(5)	財務諸表の勘定科目	8
4	財務情報	11
(1)	財務諸表の概況	11
①	経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フロー等の主要な財務データの経年比較・分析	11
②	セグメント事業損益の経年比較・分析	13
③	セグメント総資産の経年比較・分析	14
④	行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析	15
(2)	施設等投資の状況（重要なもの）	15
①	当事業年度中に完成した主要施設等	15
②	当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充	15

③ 当事業年度中に処分した主要施設等	15
(3) 予算・決算の概況	16
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	17
5 事業の説明	18
(1) 財源構造	18
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	19

1 国民の皆様へ

日本司法支援センター（以下「支援センター」といいます。）は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士、司法書士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」といいます。）の実施を迅速かつ適切に行うことを目的として、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに準じて国からの全額出資により設立された、公的な法人です。

平成 23 年度は、第二期中期目標期間（平成 22 年度～平成 25 年度）の 2 年目となることから、設立当初からの各業務における成果を踏まえ、より一層サービスの質の向上や効率的・効果的な運営を目指し、中期目標達成へ向けた様々な取り組みを実施するとともに、東日本大震災の被災者支援に積極的に取り組みました。

この被災者支援として、支援センター本部に設置した「被災者支援特命室」を中心として、被災地のニーズにあった様々な支援活動を展開いたしました。

まず、現地における支援体制として、宮城県の南三陸町、山元町、東松島市、岩手県の大槌町へ被災地出張所を設置し、弁護士、司法書士による法律相談や各士業によるワンストップ相談会を実施するなどしました。

また、法テラス・サポートダイヤル（仙台コールセンター）では、平成 23 年 11 月より震災専門のフリーダイヤルとして「震災・法テラスダイヤル」を開設し、オペレーターが震災に関するお問い合わせについて、法制度の紹介や被災された方々の問題解決に役立つ相談窓口等の情報を提供するなど、被災地のニーズに寄り添った支援を行っています。

今後も、被災者支援に全力で取り組んで参ります。

ところで、これまで支援センターは、広報活動を計画的かつ費用対効果の十分な分析とその結果の反映等を基本方針として実施して参りました。その結果、平成 23 年 12 月に実施した認知度調査では、「法テラスを知っている」と答えた方が 42.1%となり、前年度より 3.4%上昇いたしました。しかし、「業務内容まで知っている」と答えた方の割合は依然として低調であったことから、より充実した広報により、さらなる認知度向上を目指し、総合法律支援を一層、推進いたします。

業務面では、民事法律扶助業務における法律相談援助件数が 28 万件となり、業務開始以降、最大の件数を記録した一方、代理援助件数は減少しました。その要因を分析し、法的トラブルの潜在的なニーズにも、今後さらに適確に対応して参ります。

財務面では、依然として国家財政が逼迫している状況であることから、効率的・効果的な業務運営をすることにより費用を削減するとともに、各種寄附金や常勤弁護士受任事件による自己収入の獲得に、引き続き努力して参ります。

2 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

支援センターは、綜合法律支援法（以下、単に「法」といいます。）に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、同法が定める綜合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としております（法第14条）。

② 業務内容

○本来業務（法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報及び相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

i 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

ii 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者の支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務。

○受託業務（法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

③ 沿革

平成 18 年 4 月 10 日 支援センター設立
同年 10 月 2 日 支援センター業務開始

④ 設立根拠法

総合法律支援法（平成 16 年 6 月 2 日法律第 74 号）

⑤ 主務大臣

法務大臣

⑥ 組織図

別紙 1 のとおり

(2) 本部・地方事務所等の住所

別紙 2 のとおり

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
政府出資金	351	0	0	351
資本金合計	351	0	0	351

(4) 役員の状況

① 定数

法第 22 条に基づき、役員として、理事長 1 名、監事 2 名、理事 4 名（うち 1 名は非常勤）を置いています。

理事長及び監事は、最高裁判所の意見を聴いて法務大臣が任命します。理事は、理事長が任命し、法務大臣へ届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています。

② 役員一覧

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	かじたに ごう 梶谷 剛	自 平成23年 4月10日 至 平成26年 4月 9日	昭和42年 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成10年 第一東京弁護士会会長 平成16年 日本弁護士連合会会長 平成19年 総務省年金記録確認 中央第三者委員会委員長 平成23年 日本司法支援センター理事長
理 事	おおかわしんろう 大川真郎	自 平成22年 4月10日 至 平成24年 4月 9日	昭和44年 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成 3年 大阪弁護士会副会長 平成14年 日本弁護士連合会事務総長 平成16年 立命館大学法科大学院教授 平成22年 日本司法支援センター理事
理 事	すがのふじこ 菅野富子	自 平成22年 4月10日 至 平成24年 4月 9日	昭和58年 日本BBS連盟事務局入局 昭和59年 岩波ホール入社 平成 4年 東京家庭裁判所家事調停委員任命 平成21年 東京家事調停協会会長 同 年 (財)日本調停協会連合会副理事長 平成22年 日本司法支援センター理事
理 事	ひろせけんじ 廣瀬健二	自 平成22年 4月10日 至 平成24年 4月 9日	昭和50年 横浜地方裁判所判事補任官 平成11年 東京高等裁判所判事 平成14年 横浜地方裁判所部総括判事 平成17年 退官 同 年 立教大学大学院法務研究科教授 平成22年 日本司法支援センター理事

理事	やすおかたかし 安岡崇志	自 平成23年 4月10日 至 平成24年 4月 9日	昭和49年 日本経済新聞社入社 平成 9年 大阪本社社会部長 平成13年 東京本社文化部長 平成16年 論説委員兼編集委員 平成23年 退社 同 年 日本司法支援センター理事
監事	はだえつお 羽田悦朗	自 平成22年 4月10日 至 平成24年 4月 9日	平成 5年 羽田公認会計士・司法書士事務所長 平成11年 税理士登録 平成16年 行政書士登録 平成18年 日本司法支援センター監事
監事	ふじわらとういち 藤原藤一	自 平成22年 4月10日 至 平成24年 4月 9日	昭和45年 東京地方検察庁検事任官 平成11年 宮崎地方検察庁検事正 平成13年 最高検察庁公判部長 平成14年 退官 同 年 公証人（霞ヶ関公証役場） 平成22年 日本司法支援センター監事

(平成24年3月31日現在)

③ 理事の業務分担

理事名	担 当
大川理事	事務全般の総括
菅野理事	民事法律扶助課が所掌する事務
廣瀬理事	国選弁護課及び犯罪被害者支援課が所掌する事務
安岡理事	総務課が所掌する事務（広報・広聴担当）

(5) 常勤職員の状況

常勤職員（常勤弁護士を含みます。）は、平成24年1月1日現在において918人（前期比8人増加、0.9%増）であり、平均年齢は37.2歳（前期36.8歳）となっています。このうち、国等からの出向者は53人です。

3 簡潔に要約された財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	10,415	運営費交付金債務	3,308
民事法律扶助立替金	24,304	未払金	6,108
その他	631	賞与引当金	118
貸倒引当金	△ 17,258	その他	878
固定資産		固定負債	
有形固定資産	1,622	資産見返負債	8,653
無形固定資産	575	退職給付引当金	321
破産更生債権等	10,577	資産除去債務	219
貸倒引当金	△ 10,577	その他	507
その他	161	負債合計	20,111
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	351
		資本剰余金	40
		当期末処理損失	△ 52
		純資産合計	339
資産合計	20,450	負債純資産合計	20,450

(注) 百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、内訳の計と一致しない場合があります(以下同様)。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	33,333
業務費	
契約弁護士報酬	15,658
人件費	5,543
貸倒引当金繰入額	5,591
その他	1,057
一般管理費	
不動産賃借料	1,583
人件費	1,650
その他	2,244
財務費用	6
経常収益 (B)	33,320
運営費交付金収益	8,704
政府受託収益	15,323
民事法律扶助事業収益	1,006
日弁連受託事業収益	1,824
その他自己収益	511
資産見返負債戻入	5,783
財務収益	2
雑益	166
当期総損失 (C=B-A)	13

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	4,184
民事法律扶助立替金の支出	△ 15,001
契約弁護士等報酬の支出	△ 15,563
物品又はサービスの購入による支出	△ 4,161
人件費支出	△ 6,993
その他業務支出	△ 66
運営費交付金収入	16,554
政府受託収入	16,160
民事法律扶助立替金の償還等による収入	10,727
その他業務収入	2,527
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 297
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 110
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	3,777
V 資金期首残高 (E)	6,338
VI 資金期末残高 (F=D+E)	10,115

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	14,500
損益計算書上の費用	33,333
(控除) 自己収入等	△ 18,832
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 引当外賞与見積額	△ 17
III 引当外退職給付増加見積額	197
IV 機会費用	3
V 行政サービス実施コスト	14,684

(5) 財務諸表の勘定科目

【貸借対照表】

- 現金及び預金 : 現金、預金
- 民事法律扶助立替金 : 民事法律扶助業務の代理援助及び書類作成援助における、弁護士・司法書士等への報酬金・実費等立替金の、被援助者からの未回収残高
- その他（流動資産） : 郵券・収入印紙等の貯蔵品、事務所賃料・警備料等の前払費用及び常勤弁護士受任事件の未収金等
- 貸倒引当金 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金
- 有形固定資産 : 支援センターが長期にわたって使用又は利用する建物、車両及び工具器具備品
- 無形固定資産 : 民事法律扶助業務システムや財務会計システム等のソフトウェア等で、具体的な形態を持たない固定資産
- 破産更生債権等 : 民事法律扶助立替金及び常勤弁護士受任事件の未収金のうち、回収可能性の低い債権
- その他（固定資産） : 有形・無形固定資産以外の長期資産で、敷金が該当
- 運営費交付金債務 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する残高
- 未払金 : 民事法律扶助立替金、国選弁護人契約弁護士報酬、固定資産購入や役務提供等の取引による債務の未払金
- 賞与引当金 : 当期に負担すべき賞与のうち、運営費交付金による財源措置がなされない部分について、支給見込額に基づいて計上する引当金
- その他（流動負債） : 水道光熱費等の未払費用、常勤弁護士受任事件の前受金、民事法律扶助事件に関する預り金、所得税等の預り金、リース債務等
- 資産見返負債 : 民事法律扶助立替金の純額並びに運営費交付金及び受贈を財源として取得された償却資産の見合いとして計上される負債
- 退職給付引当金 : 運営費交付金により財源が手当されない退職金に係る引当金
- 資産除去債務 : 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの
- その他（固定負債） : 長期リース債務及び長期預り金等
- 政府出資金 : 国からの出資金であり、支援センターの財産的基礎を構成

- 資本剰余金 : 設立時に、財団法人法律扶助協会からの承継財産として取得した資産であり、支援センターの財産的基礎を構成
- 当期末処理損失 : 支援センターの業務に関連して発生した欠損金累計額

【損益計算書】

- 契約弁護士報酬 : 国選弁護士確保業務及び日弁連受託業務等において契約弁護士等に支払った報酬並びに民事法律扶助業務の法律相談援助費
- 人件費（業務費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員を除く職員に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- 貸倒引当金繰入額 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒れに対する引当金への繰入額
- その他（業務費） : 地方事務所等において支出された、通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 不動産賃借料 : 地方事務所や借上宿舎等の賃借料
- 人件費（一般管理費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員等に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- その他（一般管理費） : 本部において支出された、通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 財務費用 : 支払利息
- 運営費交付金収益 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 政府受託収益 : 国からの国選弁護士確保業務委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- その他自己収益 : 常勤弁護士受任事件からの収入である民事法律扶助事業収益及び有償受任事業収益、しよく罪寄附金等による寄附金収益並びに日弁連受託事業収益等
- 資産見返負債戻入 : 貸倒引当金繰入相当額及び償却資産の減価償却相当額を、資産見返負債から取り崩したものの
- 財務収益 : 受取利息
- 雑益 : 職員宿舎使用料本人負担分及び事務所の転貸収入等

【キャッシュ・フロー計算書】

- I 業務活動による
キャッシュ・フロー : 通常業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出並びに人件費支出等

- 民事法律扶助立替金の支出 : 当期中に支出された民事法律扶助立替金の額
- 契約弁護士報酬の支出 : 民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務及び日弁連受託業務等において契約弁護士等に支出した報酬
- 物品又はサービスの購入による支出 : 不動産賃借料やコールセンター運営委託費等、物品又はサービスの購入による支出
- 人件費支出 : 給与、賞与及び法定福利費等、支援センターの役職員への支出
- その他業務支出 : 民事法律扶助事件に係る預り金の減少による支出
- 運営費交付金収入 : 国から運営費交付金として入金した収入
- 政府受託収入 : 国から国選弁護士確保業務委託費として入金した収入
- 民事法律扶助立替金の償還等による収入 : 民事法律扶助立替金が被援助者から償還されること等によって得た収入
- その他業務収入 : 司法過疎対策業務及び日弁連受託業務等による収入
- Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却等による収入・支出及び定期預金の払戻しと預け入れによる収入・支出
- Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー : リース債務の返済による支出

【行政サービス実施コスト計算書】

- Ⅰ業務費用 : 支援センターが実施する行政サービスのコストのうち、損益計算書に計上される費用から自己収入等の収益を差し引いたもの
- その他の行政サービス実施コスト : 損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト
- Ⅱ引当外賞与見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな賞与に対する引当金の見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合には計上したであろう見積額を、貸借対照表に注記している）
- Ⅲ引当外退職給付増加見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな退職金に対する引当金の増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合には計上したであろう見積額を、貸借対照表に注記している）
- Ⅳ機会費用 : 国又は地方公共団体から賃借した資産が市場によって提供されたとしたら支払うはずのコストと、実際の支払額との差額（国からの政府出資金に国債利率を乗じた見積額）

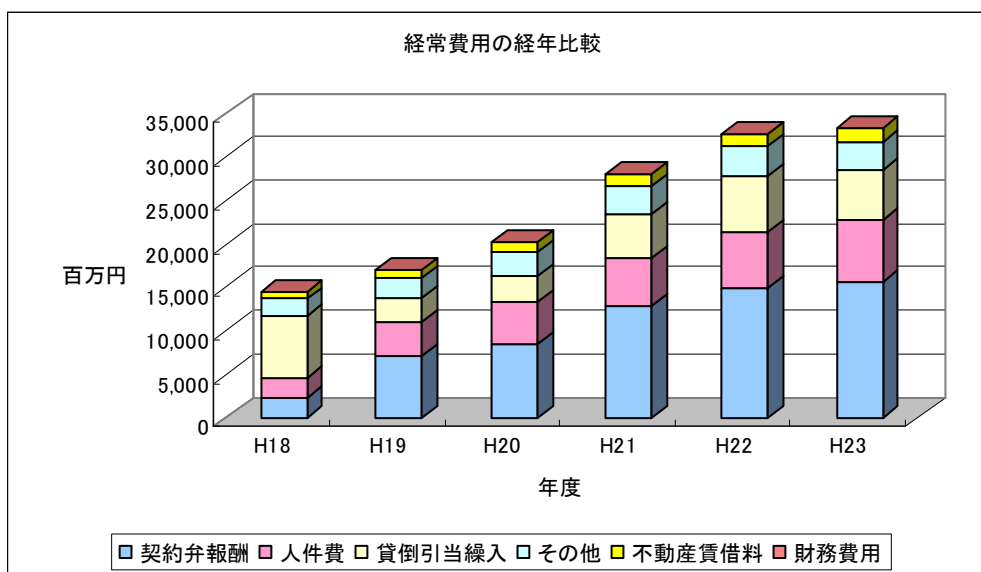
4 財務情報

(1) 財務諸表の概況

- ① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フロー等の主要な財務データの経年比較・分析

【経常費用】

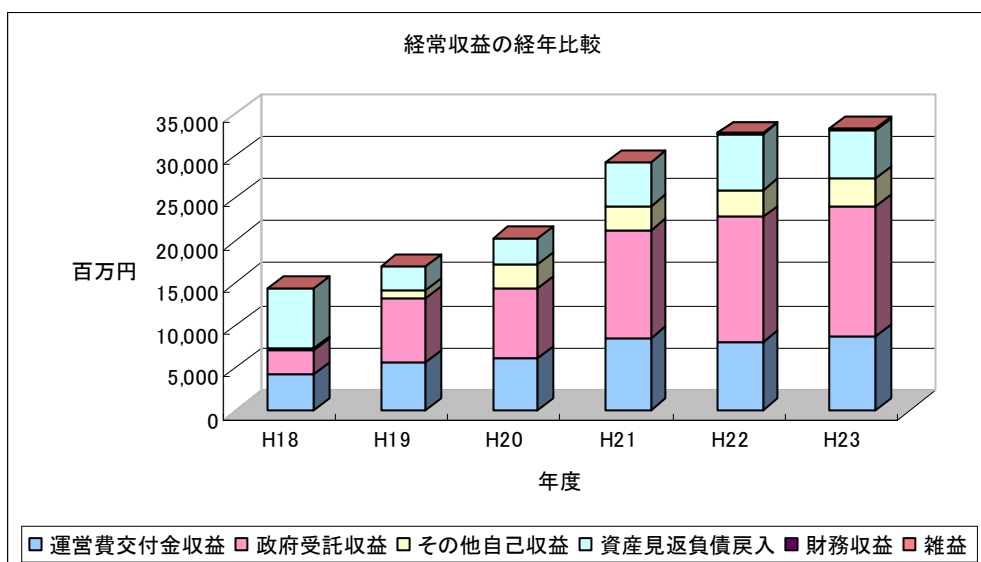
平成 23 年度の経常費用は 33,333 百万円であり、前年度比 548 百万円増加（1.7%増）した。これは、契約弁護士報酬が 686 百万円増加（4.6%増）したこと、人件費が 701 百万円増加（10.8%増）したこと等が主な増加要因である。



(注) 第 2 期中期計画は、平成 22 年度を始期とし、平成 25 年度を終期とします（以下同様）。

【経常収益】

平成 23 年度の経常収益は 33,320 百万円であり、前年度比 632 百万円増加（1.9%増）した。これは、運営費交付金収益が 700 百万円増（8.8%増）、政府受託収益が 537 百万円増（3.6%増）等が主な増加要因である。

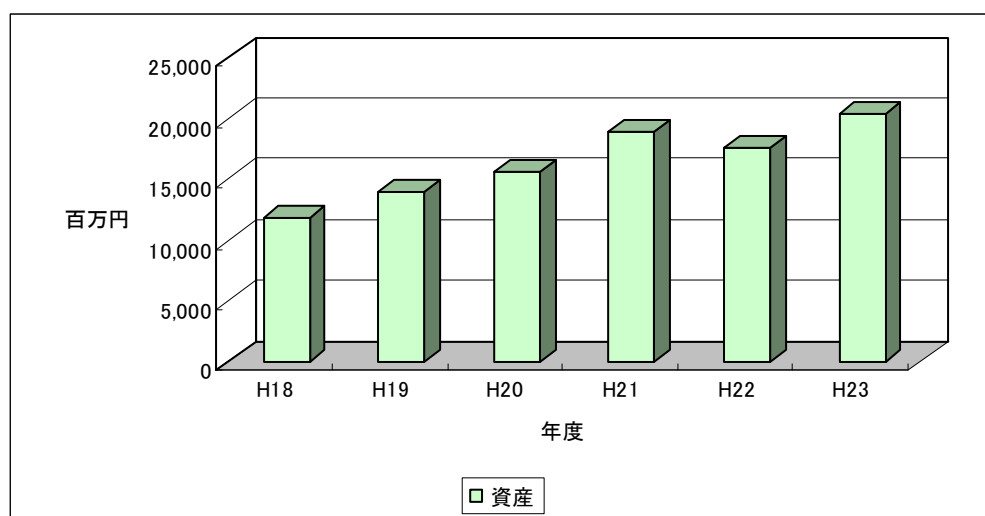


【当期総損益】

当期総損益は、△13 百万円であり、資産除去債務及びファイナンス・リースの影響額によるものである。

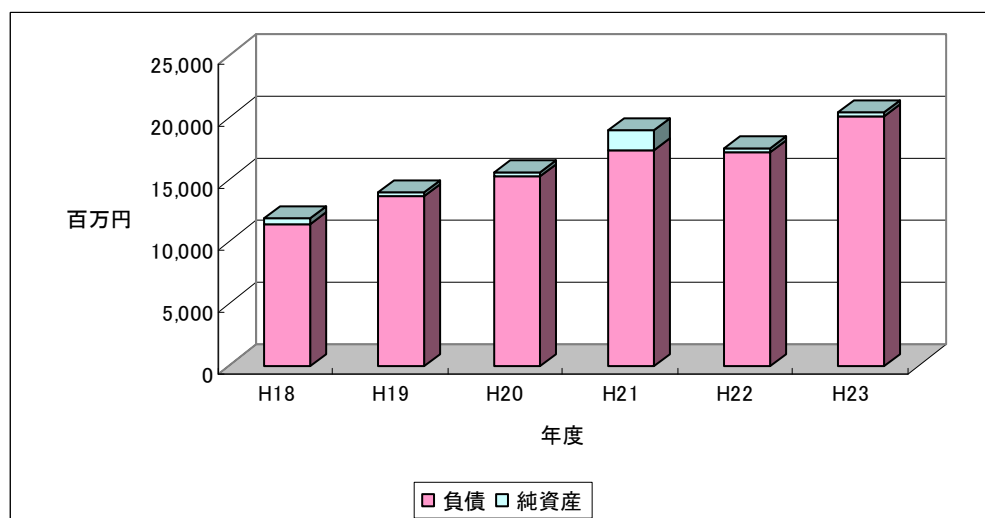
【資産】

平成 23 年度末現在の資産合計は 20,450 百万円であり、前年度末比 2,930 百万円増加（16.7%増加）した。これは、現金及び預金が 3,977 百万円増（61.8%増）等が主な増加要因である。



【負債】

平成 23 年度末現在の負債合計は 20,111 百万円であり、前年度末比 2,943 百万円増加（17.1%増）した。これは、運営費交付金債務が 2,490 百万円増（304.6%増）、未払金が 431 百万円増加（7.6%増）した等の影響によるものである。



【業務活動によるキャッシュ・フロー】

平成 23 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 4,184 百万円であり、前年度比 5,756 百万円増加した。これは、前年度に国庫納付金の支払 1,183 百万円があったこと、今年度に民事法律扶助立替金の支出が 1,063 百万円減少（6.6%減）したこと及び政府受託収入が 3,755 百万円増加（30.3%増）したこと等が、主な増加要因である。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

平成 23 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△297 百万円であり、前年度比 243 百万円増加（45.0%増）である。これは、有形固定資産の取得による支出が 273 百万円減少（73.1%減）したこと等が、主な増加要因である。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

平成 23 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△110 百万円であり、前年度比 111 百万円増であり、リース債務の返済による支出が減少したことが原因である。

■主要な財務データの経年比較 (単位：百万円)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
経常費用	17,110	20,365	28,054	32,785	33,333
経常収益	17,109	20,363	29,335	32,687	33,320
当期総損益	△ 4	△ 2	1,281	△ 39	△ 13
資産	13,972	15,630	18,982	17,520	20,450
負債	13,589	15,248	17,319	17,168	20,111
利益剰余金 (又は繰越欠損金)	△ 7	△ 9	1,272	△ 39	△ 52
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,792	1,004	3,436	△ 1,572	4,184
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 131	△ 342	△ 439	△ 539	△ 297
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 172	△ 194	△ 216	△ 221	△ 110
資金期末残高	5,420	5,889	8,669	6,338	10,115

② セグメント事業損益の経年比較・分析 (区分経理によるセグメント情報)

【国選弁護人確保業務勘定】

国選弁護人確保業務勘定の事業損益は△1 百万円であり、前年度比 2 百万円増加（79.0%増）している。これは、資産除去債務及びファイナンス・リース取引による影響額である。

なお、法人設立より平成 21 年度までは、当期総損益を 0 円としていたが、平成 22 年度より、当期総損失を計上しているのは、第 1 期中期目標期間において損益に影響を与えるのが、ファイナンス・リース取引のみであったことから、独立行政法

人会計基準における「重要性の原則」により、当該勘定には配賦せず、一般勘定のみに計上していたところ、平成 22 年度より資産除去債務を計上することになったため、ファイナンス・リース取引による影響額も合わせて配賦することとしたことが要因である。

【一般勘定】

一般勘定の事業損益は△12 百万円であり、前年度比 24 百万円増加 (66.0%増) している。これは資産除去債務及びファイナンス・リース取引による影響額である。

■事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
国選弁護人確保業務勘定	0	0	0	△ 3	△ 1
一般勘定	△ 4	△ 2	1, 281	△ 36	△ 12
合 計	△ 4	△ 2	1, 281	△ 39	△ 13

③ セグメント総資産の経年比較・分析 (区分経理によるセグメント情報)

【国選弁護人確保業務勘定】

総資産は 2,901 百万円であり、前年度比 350 百万円増加 (13.7%増) している。これは、現金及び預金が 1,081 百万円増加 (74.7%増) したこと及び未収金が 801 百万円減少 (99.8%減) したことが主な要因である。

【一般勘定】

総資産は 17,550 百万円であり、前年度比 2,580 百万円増 (17.2%増) である。これは、現金及び預金が 2,896 百万円増加 (58.0%増) したことが主な要因である。

■総資産の経年比較

(単位：百万円)

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
国選弁護人確保業務勘定	1, 406	1, 509	3, 986	2, 550	2, 901
一般勘定	12, 567	14, 122	14, 996	14, 970	17, 550
合 計	13, 972	15, 630	18, 982	17, 520	20, 450

④ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成 23 年度の行政サービス実施コストは 14,684 百万円であり、前年度比 336 百万円減（2.2%減）である。これは、自己収入を財源とする民事法律扶助等の業務量が増加したことにより業務費用合計が 289 百万円減少（2.0%減）したことが主な要因である。

■行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
業務費用	8,529	9,254	12,362	14,789	14,500
うち損益計算書上の費用	17,151	20,365	28,054	32,816	33,333
うち自己収入	△8,622	△11,111	△15,692	△18,027	△18,832
引当外賞与見積額(注1)	30	2	52	13	△17
引当外退職給付増加見積	164	173	199	213	197
機会費用	4	5	5	4	3
行政サービス実施コスト	8,728	9,433	12,618	15,020	14,684

(注1)引当外賞与見積額は独立行政法人会計基準の変更により平成19年度より計上している。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収 入						
前年度繰越金	0	612	0	1,563	0	1,574
運営費交付金	10,213	10,213	10,395	10,395	12,903	12,903
政府出資金	0	0	0	0	0	0
受託収入	9,054	8,033	10,591	9,862	17,495	14,315
補助金等収入	515	132	515	256	514	244
事業収入	8,214	7,875	9,345	9,041	10,793	10,390
事業外収入	39	114	49	99	800	99
支 出						
一般管理費	6,337	4,520	7,037	6,045	8,049	6,009
事業経費	12,645	12,863	13,267	13,734	16,961	17,979
受託経費（国選弁護 人確保業務勘定）	8,412	7,496	9,083	8,300	15,796	12,628
受託経費（一般勘定）	642	537	1,508	1,561	1,699	1,687

区 分	平成22年度		平成23年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	
収 入					
前年度繰越金	0	440	0	1,169	(注1)
運営費交付金	15,542	15,542	16,554	16,554	
政府出資金	0	0	0	0	
受託収入	17,349	16,451	17,319	17,150	(注2)
補助金等収入	157	149	166	84	(注3)
事業収入	11,563	11,141	12,173	11,394	(注4)
事業外収入	73	101	73	173	(注5)
支 出					
一般管理費	6,751	7,120	6,880	7,729	(注6)
事業経費	20,583	19,085	22,086	17,987	(注7)
受託経費（国選弁護 人確保業務勘定）	15,548	14,786	15,367	15,323	(注2)
受託経費（一般勘定）	1,801	1,665	1,951	1,827	

(注1) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分 818 百万円及び政府出資金 351 百万円である。

- (注2) 受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことなどによる。
- (注3) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。
- (注4) 事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。
- (注5) 事業外収入の予算額と決算額の差は、過年度の消費税が還付されたことなどによる。
- (注6) 一般管理費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。
- (注7) 事業経費の予算額と決算額の差は、民事法律扶助の代理援助実績が少なかったことなどによる。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

支援センターにおいては、平成23年度における一般管理費（人件費、公租公課及び新規に追加・拡充された事業の執行に伴う一般管理費を除く。）を、前年度比3%削減することを目標としている。この目標を達成するため、広告宣伝費及び光熱水料等の削減の措置を講じたところである。

(単位：百万円)

区 分	前中期目標 期間終了年度		当中期目標期間							
	金額	比率	22年度		23年度		24年度		25年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費 (注1、2)	2,296	100%	2,170	94.51%	2,063	89.85%	2,111	91.94%	2,111	91.94%

(注1) 当中期計画において、平成22年度は、一般管理費（人件費を除く。）を前年度比1パーセント削減し、平成23年度以降は、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減するとしている。

(注2) 平成24年度のコレは、予算額を記載している。平成25年度のコレは、事業報告書作成時点では予算額が決定していないため、平成24年度の予算額を記載している。

5 事業の説明

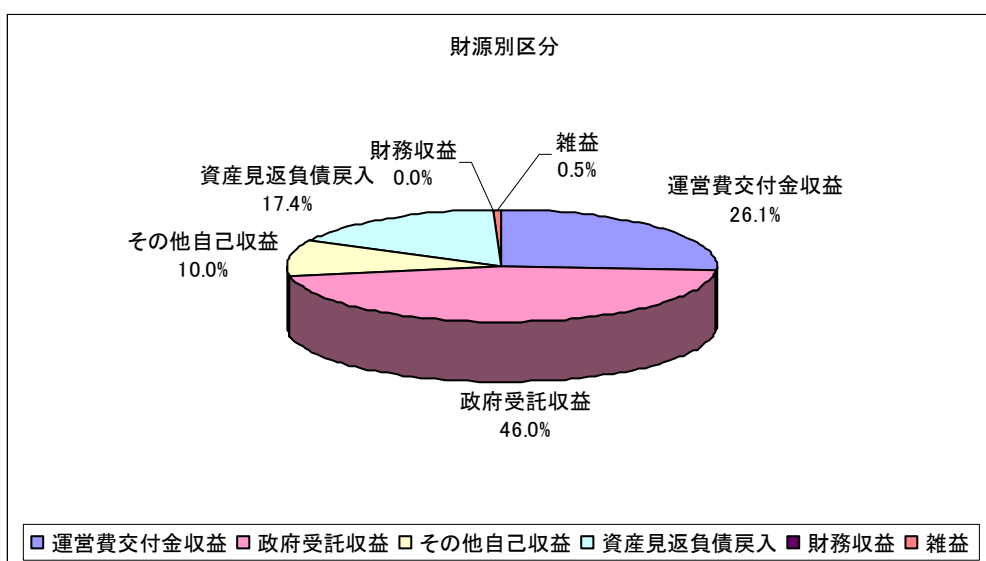
(1) 財源構造

平成 23 年度における経常収益は 33,320 百万円であり、その財源別区分及び各業務に対応する収益は、次の通りである。

■財源別区分

- 運営費交付金収益 : 8,704 百万円 (26.1%)
- 政府受託収益 : 15,323 百万円 (46.0%)
- 寄附金収益 : 82 百万円 (0.2%)
- 民事法律扶助事業収益 : 1,006 百万円 (3.0%)
- 有償受任事業収益 : 419 百万円 (1.3%)
- 日弁連受託事業収益 : 1,824 百万円 (5.5%)
- その他事業収益 : 10 百万円 (0.0%)
- 資産見返負債戻入 : 5,783 百万円 (17.4%)
- 財務収益 : 2 百万円 (0.0%)
- 雑益 : 166 百万円 (0.5%)

合計 : 33,320 百万円 (100%)



■各業務に対応する収益

- 情報提供業務 : 運営費交付金収益
- 民事法律扶助業務 : 運営費交付金収益・民事法律扶助事業収益・
資産見返運営費交付金戻入
- 国選弁護等関連業務 : 政府受託収益
- 司法過疎対策業務 : 有償受任事業収益・運営費交付金収益
- 犯罪被害者支援業務 : 運営費交付金収益
- 日弁連受託業務 : 日弁連受託事業収益
- その他の業務 : その他事業収益・寄附金収益・
資産見返物品受贈額戻入・財務収益・雑益

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

①情報提供業務

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報及び相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務である。

仙台コールセンターは、平成 23 年度より自主運営を開始したが、東日本大震災の影響により、4月から6月までの間、臨時に本部へ設置したコールセンターとの並行稼働期間を経て、7月から全面的に単独稼働を開始した。

コールセンターへの電話による問い合わせ件数は 321,781 件、メールによるものは 17,553 件であり、合計 339,334 件（前年度比 8.3%減）であった。

また、地方事務所への問い合わせ件数は、198,963 件（同 15.2%減）であった。

事業の財源は、運営費交付金収益である。

②民事法律扶助業務

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務である。

平成 23 年度の法律相談援助実施件数は 280,389 件（前年度比 9.2%増）、代理援助開始決定件数は 103,751 件（同 5.9%減）、書類作成援助開始決定件数は 6,164 件（同 16.3%減）であった。

事業の財源は、民事法律扶助事業収益（1,006 百万円）、運営費交付金収益及び資産見返運営費交付金戻入（5,780 百万円）等となっている。

③国選弁護等関連業務

国からの委託を受け、i 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知並びに国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務、ii 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務である。

平成 23 年度は被疑者国選 73,209 件（前年度比 3.2%増）、被告人国選 67,374 件（同 3.3%減）、国選付添 469 件（同 10.9%増）の受理件数があった。

被害者参加人のための国選弁護制度の選定請求件数は、282 件であった。

事業の財源は、政府受託収益等となっている。

④司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務

所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務である。

平成 23 年度末において、この地域事務所は 31 ヲ所となっており、平成 23 年度中に、岐阜県の中津川地域事務所及び青森県のむつ地域事務所の 2 事務所を新設した。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに応じてバランスよく法的サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・有償受任事件を幅広く取り扱った。

地域事務所における受任事件数 3,211 件の内訳は、民事法律扶助事件 1,207 件、国選弁護・付添事件 1,005 件及び有償受任事件 999 件である。

事業の財源は、有償受任事業収益（419 百万円）及び運営費交付金収益等となっている。

⑤犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務である。

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が二次的被害を与えることがないように、心情に配慮しながら、情報提供を行っている。このコールセンターにおける平成 23 年度の実電件数は 9,780 件である。

また、地方事務所における問い合わせ件数は 13,096 件、犯罪被害者支援に理解と経験のある弁護士の紹介は 877 件であり、前年度に比べ 52 件減となった。

事業の財源は、運営費交付金収益等となっている。

⑥受託業務

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務であり、平成 19 年 4 月 1 日より公益財団法人中国残留孤児援護基金から「中国残留孤児援護基金委託援助業務」、同年 10 月 1 日より日本弁護士連合会から「日本弁護士連合会委託援助業務」を受託している。

【中国残留孤児援護基金委託援助業務】

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とし、戸籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等が行われることになるが、このうち、身元判明者に対する弁護士による法的援助業務を受託している。

平成 23 年度における援助申込み件数は 10 件であり、費用は 3 百万円となっている。

事業の財源は、全額公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託費である。

【日本弁護士連合会委託援助業務】

総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行っている。

平成23年度の援助申込み総受理件数は19,826件（前年度比2,239件増、12.7%増）である。

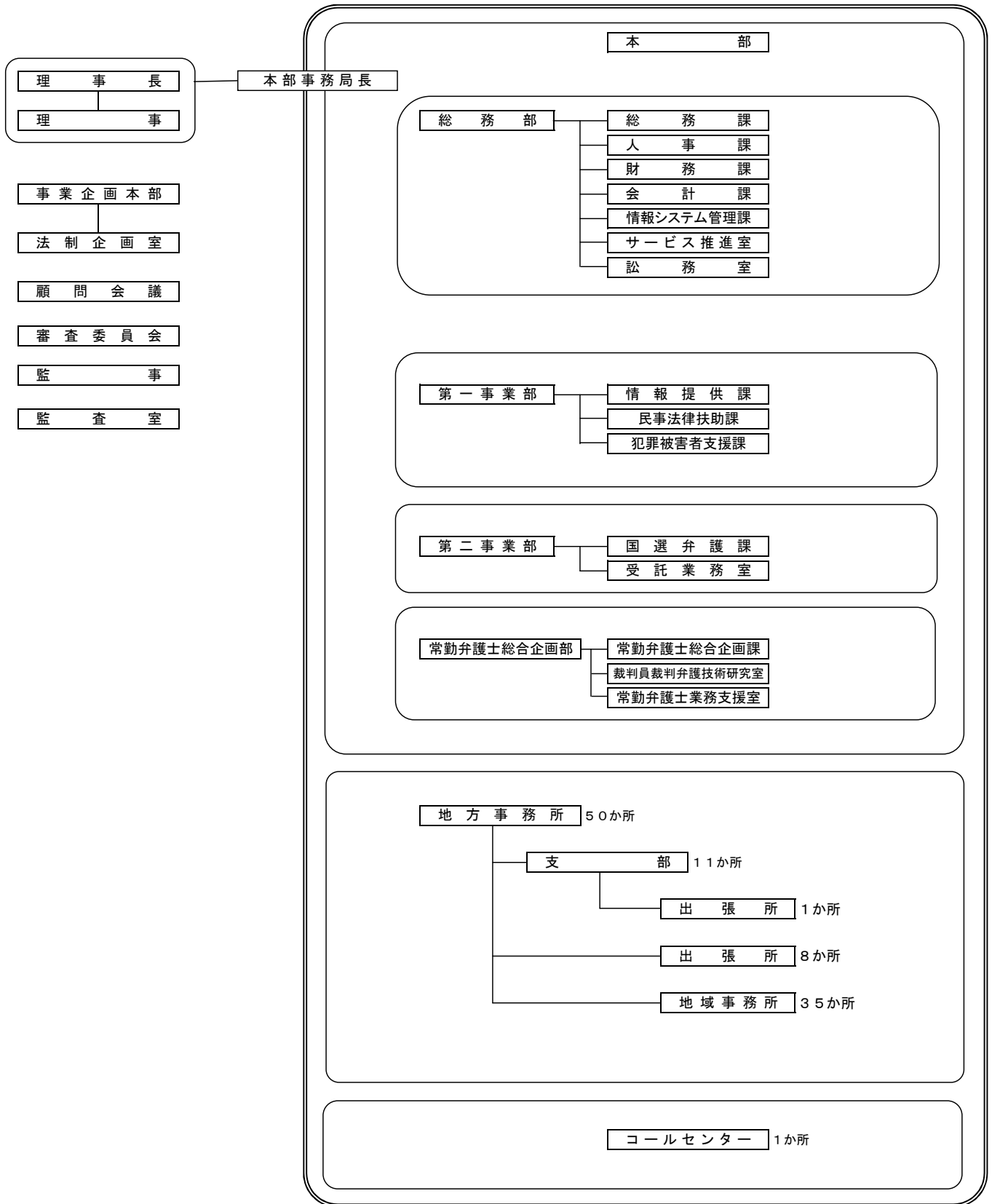
事業費は、刑事被疑者弁護援助450百万円、少年保護事件付添援助996百万円、犯罪被害者法律援助費用は61百万円、難民認定法律援助32百万円、外国人法律援助71百万円、子ども法律援助17百万円、精神障害者法律援助等29百万円、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助78百万円の合計1,733百万円である。

事業の財源は、日弁連受託収益となっている。

日本司法支援センター(法テラス)組織図

【別紙1】

平成24年3月31日現在



事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川崎市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨンダビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業棟第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510 森貨事務所1F	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350	0193-41-1536
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213